

○岩国市本郷里山体験交流センター条例施行規則

平成18年3月20日教育委員会規則第45号

岩国市本郷里山体験交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩国市本郷里山体験交流センター条例（平成18年条例第276号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 条例第3条第1項の規定により本郷里山体験交流センター（以下「交流センター」という。）の利用の許可を受けようとする者は、本郷里山体験交流センター利用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の許可)

第3条 教育委員会は、交流センターの利用の許可をしたときは、本郷里山体験交流センター利用許可書（様式第1号）を交付する。

(利用の中止)

第4条 利用者が、やむを得ない理由により利用できなくなったときは、利用期日2日前までに本郷里山体験交流センター利用中止申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けなければならない。

(禁止行為)

第5条 利用者は、その利用に係る施設設備を他に利用させてはならない。

2 利用者は、その利用に係る設備に特別の設備を設け、又は現有の設備を変更してはならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

様式第1号（第2条、第3条関係）

本郷里山体験交流センター利用申請書

年 月 日

（あて先）

岩国市教育委員会 様

申請責任者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

岩国市本郷里山体験交流センター条例に基づき、次のとおり申請します。

区 分	里山工房1 ・ 里山工房2
利用目的	
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用人員	男 人 ・ 女 人 ・ 計 人
設備・器具の利用	

利 用 許 可 書

上記の申請を許可します。ただし、使用料を（徴収・減額・免除）します。

使用料 半日 円 ・ 1日 円

年 月 日

岩国市教育委員会

様式第2号（第4条関係）

本郷里山体験交流センター利用中止申請書

年 月 日

（あて先）

岩国市教育委員会 様

申請責任者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

年 月 日付けをもって利用許可を受けましたが、次の事由により利用
の中止を申請します。

区 分	里山工房1	・	里山工房2
中 止 事 由			

区 分 欄
年 月 日決定
岩国市教育委員会